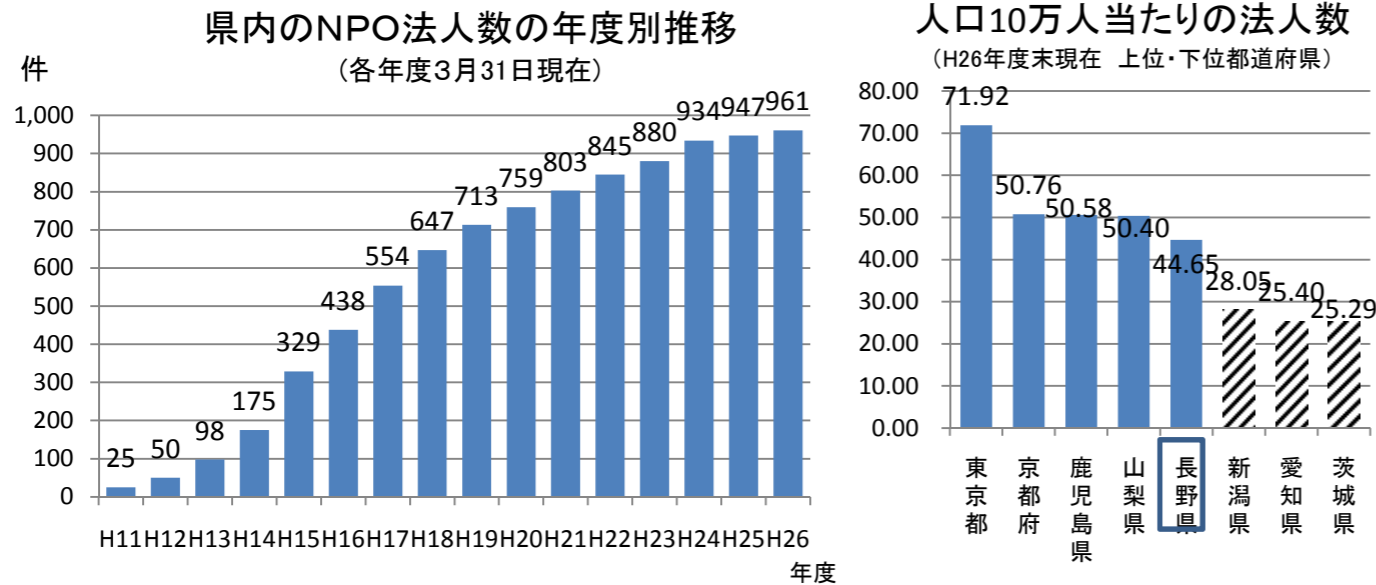


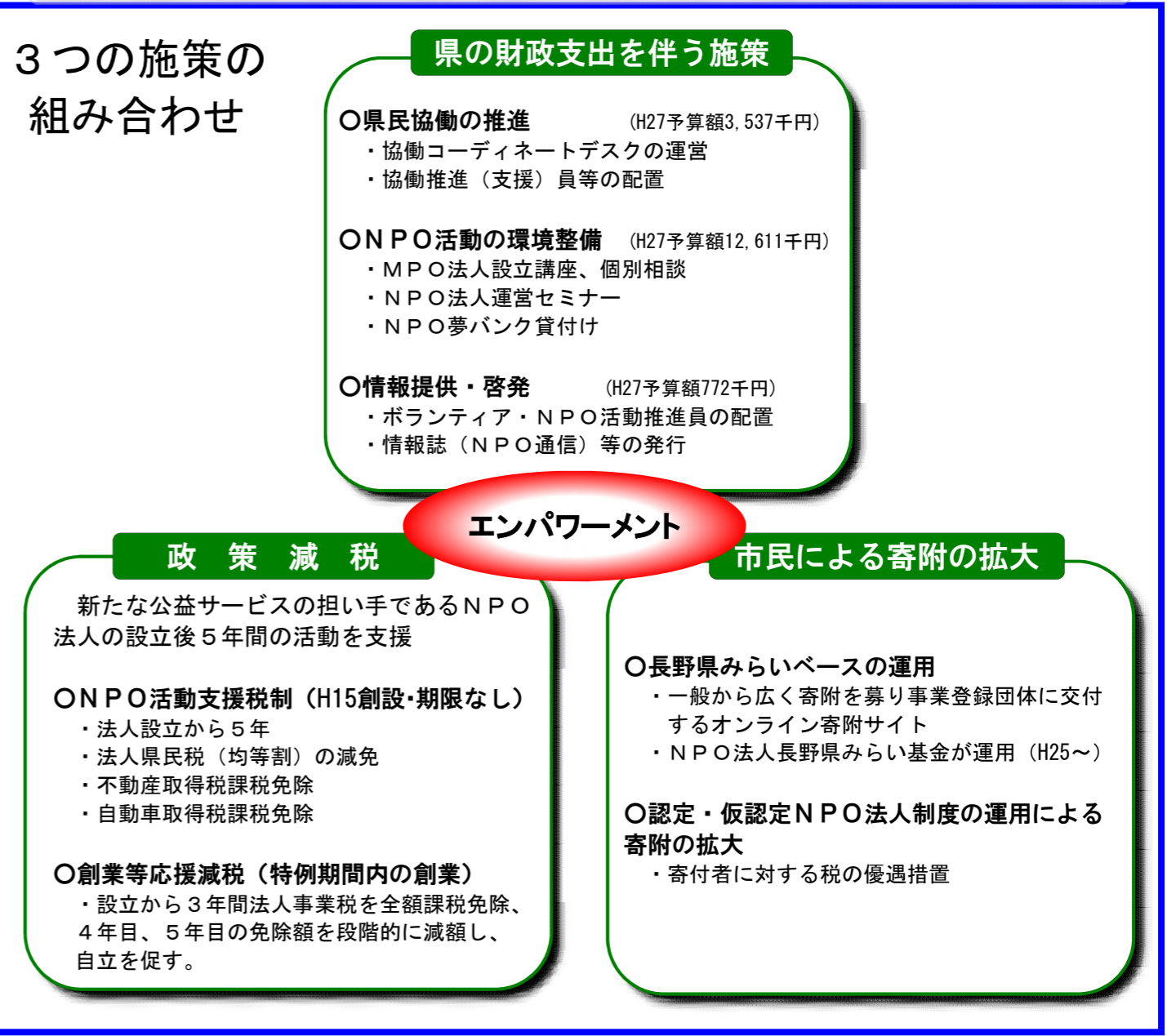
## ◇NPO法人数の状況



### NPO活動推進施策 実施のポイント

エンパワーメント(県民の主体的な関わりとNPOの自立した活動の促進)につながる推進施策の取組

- ・民間非営利活動は、民間団体、市民が主体で支え、行政がそれをサポートするのがあるべき姿
- ・政策減税は、NPO法人が立ち上がろうとする力を強めるエンパワーメントの施策として有効



### ◇効果的な施策の推進のために

ONPO法人は、収入基盤が弱く、活動に必要な資産を助成団体からの助成金や行政からの補助金に頼らざるを得ない経営環境が現状。

ONPO法人設立時における法人の運営に関する相談体制の充実及び、特に収入基盤が弱い立ち上げ期のNPO法人への支援施策が必要。

ONPO法人に対する政策減税は、NPOの自立を促し、運営・財政面で支える他の施策との相乗効果が大きい。

## ◇長野県行政・財政改革方針・しあわせ信州創造プラン・信州協働推進ビジョン

### 長野県行政・財政改革方針 (H24.3)

#### ◇具体的な取組内容

- 県民参加と協働の推進
  - ・県民協働による新しい公共の推進
  - ・担い手となるNPO等の活動基盤の強化と連携
  - ①「新しい公共支援・推進事業」の重点的取組による活動基盤の強化
  - ②NPO等への支援を行う中間支援組織や市町村の公益市民活動センターと連携し、適切な役割分担のもと、自立した団体の育成を推進

### しあわせ信州創造プラン (H25.3)

『確かな暮らしが営まれる美しい信州』  
⇒私たちがめざす「未来の信州の姿」の一つ  
『誰にでも居場所と出番がある信州』

#### ◇「未来の信州」の姿を支える仕組み

- 分厚い層が支える共創・協働の社会  
多様化・複雑化するニーズに行政サービスだけで応えていくことは困難。  
県民、NPO、民間企業など多様な主体と県、市町村などが協働し、お互いが役割分担しながら公的サービスを提供するなど、地域を創造する仕組みが必要。

### 信州協働推進ビジョン (H25.3)

#### ◇協働推進のための長野県の取組

- 協働の担い手としてのNPOなどが活動しやすい環境の整備
  - ・公共的活動に対する寄附募集の仕組みの構築と運用
  - ・NPO向け融資の促進、NPOの人材支援
  - ・公共的活動を支援する連携組織の設置、運営
  - ・NPO法人の設立や認定等の支援
  - ・NPO法人活動支援税制の実施

市民による寄附の拡大

県の財政支出を伴う施策

政策減税

(別紙様式 1)

## 政策税制（独自減税）効果検証シート

担当課 県民協働課

項目	創業等応援減税（創業促進）																														
目的	NPO法人の活動支援																														
達成目標等	共助社会の担い手であるNPO法人の創業促進及び活動基盤の強化																														
現 状	1 NPO法人数の推移（各年度末現在）																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H11</th> <th>H15</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県(計)</td> <td>25</td> <td>329</td> <td>759</td> <td>803</td> <td>845</td> <td>880</td> <td>934</td> <td>947</td> <td>961</td> </tr> <tr> <td>全国(計)</td> <td>1,724</td> <td>16,160</td> <td>37,198</td> <td>38,997</td> <td>42,387</td> <td>45,146</td> <td>47,548</td> <td>48,986</td> <td>50,094</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H11	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	長野県(計)	25	329	759	803	845	880	934	947	961	全国(計)	1,724	16,160	37,198	38,997	42,387	45,146	47,548	48,986	50,094
	年度	H11	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26																					
	長野県(計)	25	329	759	803	845	880	934	947	961																					
	全国(計)	1,724	16,160	37,198	38,997	42,387	45,146	47,548	48,986	50,094																					
	2 人口 10 万人当たり法人数（H27.3.31 現在）																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>①東京都</th> <th>②京都府</th> <th>③鹿児島県</th> <th>④山梨県</th> <th>⑤長野県</th> <th>全国平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>71.92</td> <td>50.76</td> <td>50.58</td> <td>50.40</td> <td>44.65</td> <td>37.17</td> </tr> </tbody> </table>	①東京都	②京都府	③鹿児島県	④山梨県	⑤長野県	全国平均	71.92	50.76	50.58	50.40	44.65	37.17																		
	①東京都	②京都府	③鹿児島県	④山梨県	⑤長野県	全国平均																									
	71.92	50.76	50.58	50.40	44.65	37.17																									
	3 県内 NPO 法人の経常収入の状況（平成 25 年度）																														
(1) 経常収入額別法人数の割合																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>100 万円未満</th> <th>100～500 万円未満</th> <th>500～1000 万円未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29.4%</td> <td>18.9%</td> <td>12.4%</td> </tr> </tbody> </table>	100 万円未満	100～500 万円未満	500～1000 万円未満	29.4%	18.9%	12.4%																									
100 万円未満	100～500 万円未満	500～1000 万円未満																													
29.4%	18.9%	12.4%																													
(2) 収支差額																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人数※</th> <th>黒字決算</th> <th>赤字決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>834</td> <td>452 法人 (54.2%)</td> <td>382 法人 (45.8%)</td> </tr> </tbody> </table>	法人数※	黒字決算	赤字決算	834	452 法人 (54.2%)	382 法人 (45.8%)																									
法人数※	黒字決算	赤字決算																													
834	452 法人 (54.2%)	382 法人 (45.8%)																													
※ゼロ決算及び事業報告書未提出の法人を除く。																															
課 題	<p>NPO法人は、市民参加による公共サービスの担い手として幅広い分野で活躍が期待されている。また、多くの県民はNPOを活動の場としてボランティア活動に参加している。</p> <p>しかし、法人は活動規模が小さく、半数近くの法人が赤字決算であることから、自立に向けた経営基盤の一層の強化が求められている。</p>																														
目標達成状況	人口 10 万人当たりの NPO 法人数は全国第 5 位と上位																														
政策減税の 効果の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人の設立促進及び収入基盤が特に弱い立ち上げ期のNPO法人の支援には、創業支援税制とNPO法人活動支援税制を合わせることで有効な手段となっており、長野県の人口 10 万人当たりのNPO法人数は全国 5 位と上位となっており、効果が現れている。</li> <li>新規設立法人数が減少傾向であることから本制度の活用実績が伸びていない。NPO法人の数を増加させること自体は行政目的ではないが、制度の不知による不適用法人が生じることのないよう、設立認証時に本制度の周知を徹底する。</li> </ul>																														
他県での同種 施策実施状況	法人事業税 1 県（長野県）、法人県民税 44 都道府県（収益事業を行わない NPO 法人に対する減免を含む。長野県含む）、不動産取得税 21 府県（長野県含む）、自動車取得税 21 府県（長野県含む）、自動車税 6 県																														
その他	<p>長野県行政・財政改革方針において、取り組みの 5 つの柱の第 1 に「県民参加と協働の推進」をあげ、具体的な取組として「地域社会における協働の重要な担い手であるNPO等の活動基盤の強化を図る」こととしている。</p> <p>また、「信州協働推進ビジョン」において、県の取組のうち「協働の担い手としてのNPO等が活動しやすい環境の整備」のひとつとして、立ち上げ期のNPO法人に対する県税の一部の減免や課税免除を行うことを明記している。</p>																														

(別紙様式 1 のつづき)

減税制度の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>減税額</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1～3年目：全額 4年目：2/3 5年目：1/3</td> <td>新たに設立したNPO 法人</td> </tr> </tbody> </table>	税目	減税額	要件	法人事業税	1～3年目：全額 4年目：2/3 5年目：1/3	新たに設立したNPO 法人
	税目	減税額	要件				
法人事業税	1～3年目：全額 4年目：2/3 5年目：1/3	新たに設立したNPO 法人					
<p>※ 中小企業と同様に事業を行い、地域の経済や雇用を担うNPO法人がこの制度の対象となっていることから、中小法人に係る創業等応援減税制度の内容を拡充する場合は、同じ取扱いを希望</p>							
延長の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県行政・財政改革方針に沿って、県民参加と民間等との協働により充実した県民サービスを提供できるよう、地域社会における協働の重要な担い手であるNPO法人等の活動基盤の強化を図り、自立的な活動を行うNPO法人等の拡大に取り組むため</li> <li>・収入基盤が弱い立ち上げ期のNPO法人の支援のために税制措置は必要であるため</li> </ul>						
制度の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人の設立を希望している者を対象に実施している「NPO 法人設立講座」（平成 27 年度は、県下 10 か所で計 20 回開催）において周知</li> <li>・ 当課の発行する情報誌「NPO通信」によりNPO 法人に対して周知</li> <li>・ 設立認証の手続き中の過程で、設立申請者に対して情報提供を実施</li> </ul>						
延長による 税収減見込額	現行減免額（H26 実績）	延長後の減免額見込					
	672 千円	H29：309 千円 H30：618 千円 H31：927 千円 H32：844 千円 H33：672 千円 H34：363 千円 H35：137 千円					

## 目的達成のための施策一覧表

達成すべき目的：NPO法人の活動支援

担当課 県民協働課

(金額の単位：千円)

区分	長野県が支援しているもの		国・市町村が支援しているもの	
	内容	H27予算額	内容	
歳出を伴う施策	協働の機会創出事業 ・ 協働コーディネータデスクを設置し、嘱託員を配置 協働の提案から実現までをコーディネート ・ 優れた協働事例を表す「信州協働大賞」の実施	3,537	市民活動支援センターの設置 長野市外8市町  NPO夢バンク貸付金 長野市外2市 市民ファンドへの交付金 飯田市	
	NPO法人の設立・運営支援事業 ・ NPO法人設立講座・個別相談会の開催(20回) ・ NPO運営セミナーの開催(6セミナー、8相談会) (会計・税務、運営・登記・労務、認定セミナー) (税務・会計相談会、法律相談会)	6,611		
	NPOバンク支援事業 ・ NPOの立ち上げ資金等の融資を行う「NPO夢 バンク」への貸付金原資の貸付	6,000		
	キャリアを生かした市民活動応援事業 ・ いわゆるプロボノとNPOとのマッチングに関する 仕組みづくり(委託)	22,677		
	情報提供・啓発事業 ・ 情報誌「NPO通信」の発行(年3回、各3,000部) 長野県中小企業融資制度(産業立地・経営支援課) ・ NPO法人の設備・運転資金への融資 (※10/1からNPO法人が融資対象に追加される予定)	772		
歳出を伴わない施策	NPO法人の設立・運営・認定に関する相談 ・ 設立認証及び定款変更認証のための事前相談 ・ 認定NPO法人に関する事前相談 ・ 法人運営に関する相談 市民活動応援協議会の開催 ・ NPO活動等に関する情報交換 情報提供 ・ ホームページ、メールを活用した助成金情報の提供 NPO活動資金への寄付募集支援 ・ 寄付募集サイト「長野県みらいベース」への寄付 拡大に向けての広報活動等を実施			
歳入減となる施策	県税条例による法人住民税均等割の減免 ・ 設立から5年度間収益事業が赤字の場合に減免	▲ 1,572	法人住民税均等割の減免(収益あり) 収益事業有も減免：10 赤字の場合減免：26	
	県税条例による不動産取得税の課税免除 ・ 設立から5年度間に事業用不動産を取得した場合に 課税免除	▲ 98		
	県税条例による自動車税の課税免除 ・ 設立から5年度間に事業用自動車が無償で取得した 場合に課税免除	—		
	県税条例による個人住民税(所得割)の寄附金税額控除 ・ 認定NPO法人に対して寄付金を支出した場合に 所定の額を税額から控除	—		認定NPO法人制度 知事又は国税庁長官の認定を 受けたNPO法人への寄付を 寄付金控除の対象とする
	創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例に よる法人事業税の課税免除 ・ 設立から5年度間の法人事業税を課税免除(一部又 は全額) (特非)長野県みらい基金への財産貸付料減免 ・ 県庁東庁舎及び松本合同庁舎内の法人事務所に係る 貸付財産の財産使用料の減免	▲ 672		

※「歳入減となる施策」の額は、平成26年度の応援減税実績額を記載。